

令和 5 年 6 月 26 日
監 査 委 員 決 定

令和 4 年度決算に基づく江戸川区健全化判断比率等審査実施要領

1 根拠法令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第 3 条

2 審査の方針

区長からの審査依頼に基づき提出された、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び算定の基礎となる関係書類について、財政課から説明を受け質問聴取し、審査を行い、意見を付す。

3 審査の期間

令和 5 年 8 月上旬から令和 5 年 9 月上旬まで

4 審査に伴う概要説明聴取場所及び日程

監査委員室 令和 5 年 8 月 9 日（水） 午後 1 時 3 0 分より

5 審査の観点

- （ 1 ） 計数及び比率が適正に算定されているかを、決算数値等を基に確認する。
- （ 2 ） 健全化判断比率を基に健全化状況について分析する。

6 審査の実施通知及び関係資料の提出

江戸川区監査委員条例第 4 条の規定に基づき通知し、資料の提出を求める。

7 意見書の提出等

意見書は、監査委員協議会で決定後、令和 5 年第 3 回江戸川区議会定例会開催初日の 1 週間前に区長及び議長に提出する。

あわせて江戸川区ホームページに掲載する。

8 その他

必要な事項は監査委員が定める。